

「牛込華街許可地図面」に見られる花街の地区指定の特徴

花街 神楽坂 歴史的環境
戦後建築 地区指定

正会員 松井 大輔*

1. 研究の背景と目的

京都や東京をはじめとして全国各地に息衝く花街には、繊細な意匠を凝らした花街建築や路地、黒塀などによって構成される歴史的景観が多く残存する。さらに、そこでは日本舞踊や邦楽などの伝統文化が現在も生きたかたちで継承されている。すなわち、花街はハードとソフトの両面で日本文化を色濃く残す希有な都市空間だと言え¹⁾、近年、都市景観の保全や観光振興などの観点から重要な地区であると再評価されるようになった。

以上のような情勢の変化もあり、花街景観の特性や誘導手法に関する研究が多く発表されている²⁾。ただし、花街としての地区指定を都市計画的な視点から分析した研究はまだ行われていない。これは、廓を形成し明確な領域性を有していた遊廓³⁾に比べて、既成市街地に溶け込むように存在する花街は正確な範囲を把握しにくく⁴⁾、分析の対象にされてこなかったためと考えられる。これに対して、神楽坂花街の「牛込⁵⁾華街許可地図面(図1)」には花街の範囲が明確に示されている。したがって、この地図を用いることで、花街の地区指定の意図を論じることが可能と考えられる。そこで、本研究は「牛込華街許可地図面」を分析対象として、①花街の地区指定の特徴と②地区指定が都市空間に及ぼした影響を明らかにすることを目的とする。

2. 「牛込華街許可地図面」の概要

神楽坂花街の概要と景観的特徴については参考文献5)に詳しいので、ここでの説明は割愛する。

「牛込華街許可地図面」は戦後に作成されたものであるが、詳しい作成時期は定かではない。大久保通りに路面電車が存在することを鑑みると、少なくとも1970年よりも前に描かれたということを推測できる。内部には「神楽坂料亭営業指定地域図(図1左)」という地図が載っており、料亭の営業が許された地区の範囲が色塗りされている。実際にこの地区指定がなされたのは戦前のことであるが、戦前／戦後の指定範囲の変化はほとんどないとされる⁶⁾。地区の範囲は当時の警察によって決められており、地区指定において花柳界側から意見が提出されるということとはなかったという。

3. 神楽坂花街の範囲と地区指定の特徴

戦前の神楽坂花街の範囲は、1929年に発行された『全

国花街めぐり』に“神楽坂三丁目、上宮比町、肴町、及び若松町の四箇町に跨がって居るが、面積にすれば縦横ともに三町に足らぬ区域”だったと記されている⁷⁾。これは現在の神楽坂3～5丁目と若宮町にあたる⁸⁾。

「牛込華街許可地図面」を見てみると、松川の論述よりも詳細な花街の範囲が見えてくる。図2は現在の神楽坂の街区に料亭営業の指定地域を落とし込んだものである。その大きな特徴は神楽坂通りや大久保通り、本多横丁などの表通りに指定地区が面していないという点であろう。つまり、松川の言う神楽坂3～5丁目と若宮町が

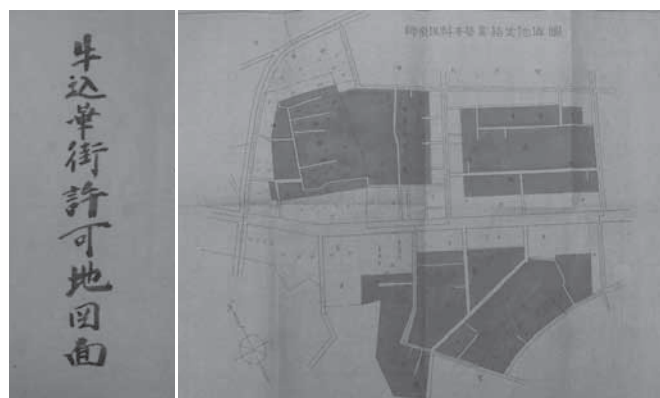


図1 「牛込華街許可地図面」の表紙(左)と花街の範囲(右)

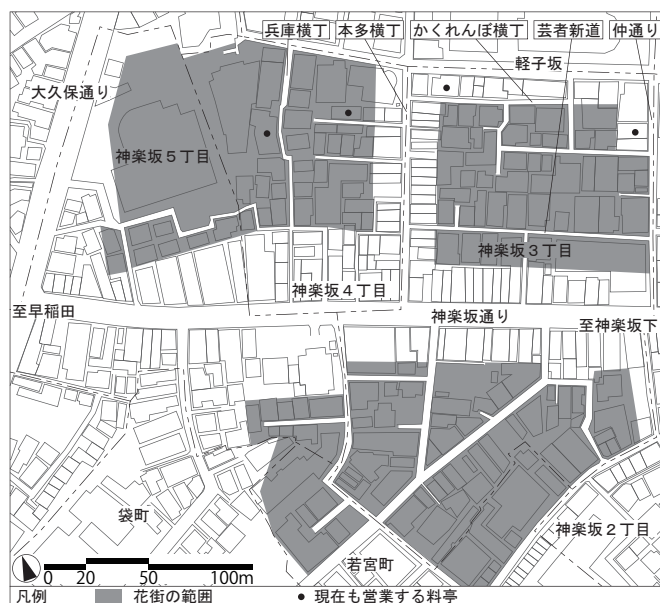


図2 現在の神楽坂の街区と花街の範囲の関係

全て花街の範囲だったわけではなく、路地内の奥まった土地に限定して花柳界の営みが許可されてきた。ここからは、風紀上の問題から花街を街区の奥に収めようとした警察の計画的意図を読み取ることができる。ただし、神楽坂3丁目の仲通り沿道や神楽坂4丁目の軽子坂沿道は、表通りにも関わらず例外的に花街として地区指定されている。これは地区指定がなされた時点で既に、その土地に花街建築が存在していたためだと考えられる。

また、料亭の営業が必ずしも「神楽坂料亭営業指定地域図」に指定された範囲に限定されるわけではない、という点も地区指定の特徴と言えるだろう。現在、神楽坂花街では4軒の料亭が営業を続けているが、これらのうち2軒が指定地区外において営業している。これも例外的な措置であり、一代限りで範囲外における料亭の営業が認められることもあるのだという。この傾向は、昭和27年の火災保険特殊地図⁷⁾に花街の範囲を落とし込んだ図3においてより顕著に確認できる。花街建築の大半は指定地区内に存在するが、その周縁地区にも多くの花街建築が建てられている。したがって、地区指定はあくまでも目安であり、その運用は花柳界関係者の状況を考慮して柔軟に展開されてきたのだということがわかる。

4. 地区指定が神楽坂の都市空間に与えた影響

最後に、花街としての地区指定が神楽坂の都市空間に与えた影響について考察していく。

まず第一に、表通りと路地に階層性を生み出したということがある。花街を意図的に街区の内部へと押し込んだことで、神楽坂通りをはじめとした表通りから路地に繋がる連続的な都市空間が形成されることになった。さらに、これによって花街の異質性が強調され、ハレとケの違いが都市空間においても表現されるようになったと考えられる。この空間的な演出は花街の価値を高めるという点でも効果的だったと言える。

第二に、路地景観が生み出されたということがある。地区指定の結果として花街が街区の奥に成立したことで、花街建築に至るまでの通路として路地や細街路が形成されることになった。これが現在の神楽坂が持つ「黒塀が連なる路地」というイメージを生み出す遠因になったと考えることができる。

第三に、街区ごとの界限性が生み出されたということも影響として挙げられる。表通りが境界線として花街を分断することで、北側街区の二つの界限(3丁目と4丁目)と南側街区の一つの界限ができた。それぞれの界限は路地の幅や形状が異なり、個性を有している。

5. まとめ

(1)「牛込華街許可地図面」からは、神楽坂の花街が路地内に計画的に集約されてきた事実を読み取ることがで

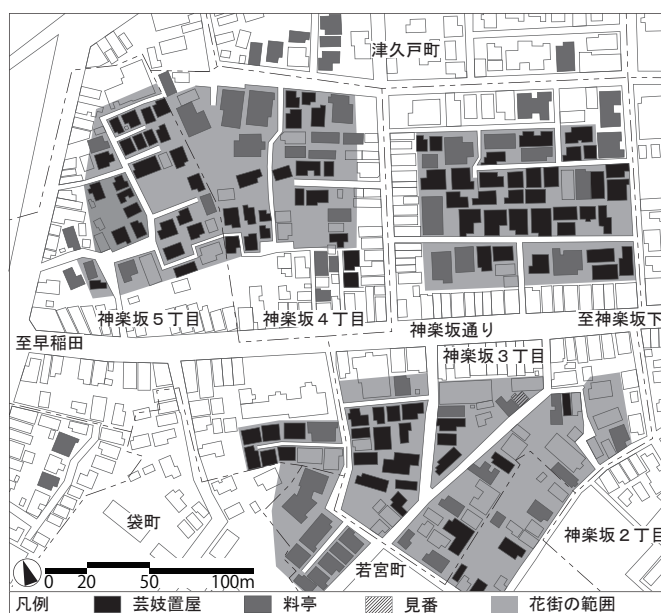


図3 昭和27年の花街建築の分布と花街の範囲の関係

きる。ただし、指定地区外でも例外的に営業許可が出されることもあり、柔軟な誘導が展開されてきた。

(2) 地区指定において、警察は風紀上の問題から表通りに花街を作らないという意図を持っていたと考えられる。結果的にこれは路地空間の形成に繋がり、階層性や界限性などの特徴を生み出すなど、神楽坂の都市空間に影響を与えたと考えられる。

(3) 現在、神楽坂では地区計画やまちづくり協定を用いた都市景観の保全が展開されている。これらでは表通りと路地をわけて景観形成基準が設定されているが、実際の土地利用はもう少し複雑だったということを本研究の分析から指摘できる。神楽坂における花街の重要性を鑑みると、景観保全における地区区分の根拠に花街という視点を加えることも必要であろう。この時に本研究で考察した花街の地区指定の特徴が役立つと考えられる。

追記

調査においては、東京神楽坂組合理事長の澁谷信一郎氏と事務局長の山田富夫氏にご協力をいただいた。ここに記して謝辞としたい。

補注

- (1) 例えば、参考文献1)2)3) などがある。
- (2) 「花街」と「遊廓」は混同されがちだが、近代以降は芸妓主体の「花街」と娼妓主体の「遊廓」というように、名称が明確にわけられている。
- (3) 神楽坂はかつての牛込区に位置し、神楽坂花街も牛込華街と呼ばれていた。
- (4) 花柳界関係者の証言による。戦前の資料は戦災により焼失している。
- (5) 若松町という地名は神楽坂に存在しないため、若宮町の誤植と考えられる。

参考文献

- 1) 岡崎篤行・今村洋一・佐藤正宗(2011)「新潟・古町花街における伝統的景観の継承」日本建築学会都市計画部門研究協議会資料、pp.57-60
- 2) 小村美里・井上えり子(2011)「茶屋町の町並み修景に関する研究-京都・金沢・小浜を比較して-」日本建築学会大会学術講演梗概集F-1、pp.311-312
- 3) 帆刈典子・岡崎篤行・今村洋一(2012)「花街景観における保全施策の現状及び整備のプロセス-京都、東京、金沢、新潟を対象として-」日本建築学会大会学術講演梗概集F-1、pp.735-736
- 4) 加藤正洋(2005)『花街-異空間の都市史-』pp.25-45、朝日新聞出版
- 5) 松井大輔・窪田亜矢(2012)「神楽坂花街における町並み景観の変容と計画的課題」日本建築学会計画系論文集No.680、pp.2407-2414
- 6) 松川二郎(1929)『全国花街めぐり』誠文堂、pp.69-73
- 7) 都市製図社(1952)「火災保険特殊地図-新宿区(11)神楽坂方面-」1/600